

介護福祉士養成施設入学前の貸付に関する事務取扱要領

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第7の3の規定に基づき、貸付申込者が介護福祉士養成施設へ入学する前に、介護福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付の申込を行い、要綱第3の4（1）に定める入学準備金の貸付を受けようとする際の必要な取扱を定めるものとする。

(貸付の申込み)

第2条 前条に定める修学資金の貸付の申込みをしようとする者は、次に掲げる書類を社会福祉法人秋田県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 修学資金貸付申請書（要綱様式第1-①号）
- (2) 在籍中の高等学校（既卒者を含む。）の長の推薦状（様式1）
- (3) 誓約書（様式2）
- (4) 出身世帯の世帯員全員の住民票（本籍表示のあるもの）
- (5) 連帯保証人の住民票（（4）に記載のある場合は不要）及び前年の所得を証明する書類（市町村長発行の所得証明書又は事業所発行の源泉徴収票の写）
- (6) 生活保護受給証明書又は市町村民税の非課税、国民年金の掛金の減免、及び国民健康保険の減免又は徴収猶予いずれかの措置を受けている場合は、そのことを証明する書類
- (7) 合格通知書等（合格前に貸付の申込みをする場合は、合格後に提出のこと）
- (8) その他、県社協会長が必要と認める関係書類

(審査及び貸付決定等)

第3条 県社協会長は、第2条による貸付の申込みがあった場合は、すみやかに書類を審査し、貸付の可否について決定し、その旨を貸付申込者へ通知するものとする。

2 貸付申込者は、前項の貸付決定の通知を受けたときは、要綱第8条の規定に基づき、すみやかに連帯保証人等の連署した「修学等資金貸付契約書」に印鑑登録証明書を添えて県社協会長へ提出し、契約を交わすものとする。

(入学試験結果等の報告)

第4条 貸付申込者は、介護福祉士養成施設への入学試験に合格した場合、合格通知書の写を第2条の貸付の申込みの際に添付している場合を除いて、県社協会長にすみやかに提出するものとする。

2 貸付申込者は、介護福祉士養成施設に入学後、すみやかに在学証明書を県社協会長に提出するものとする。

(入学準備金の振込み)

第5条 県社協会長は、第3条第2項の規定に基づく契約を締結し、前条第1項に定める合格通知書を確認した後、所定の手続を経て、貸付申込者からの申し出に基づき、要綱第3の4（1）に定める入学準備金を、届出のあった口座に振り込むものとする。

(福祉事務所長との連携等)

第6条 貸付申込者が生活保護受給世帯で、介護福祉士養成施設への入学前に貸付決定及び入学準備金の貸付を受ける場合は、県社協会長は、当該生活保護受給事務を管轄する福祉事務所長と密接な連携のもとに必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(生活保護世帯等の生徒の入学後の状況確認)

第7条 県社協会長は、第2条（6）に該当し、生活費加算の貸付を受けた者が、介護福祉士養成施設へ入学後の学業等の状況を、当該介護福祉士養成施設の協力を得て必要に応じ適切に把握するとともに、卒業後の就労支援に努めるものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

1 この要領は、平成29年12月1日から施行する。